



人 第 2 6 8 9 号
令和 7 年 10 月 28 日

山梨県特別職報酬等審議会会長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の
給料の額改定について（諮問）

山梨県議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額については、平成 22 年 11 月 30 日に改定し、現在に至っておりますが、その後における一般職の職員の給与や他の都道府県の特別職の報酬等の改定状況等に鑑み、検討する必要があるものと思われますので、次のことについて諮問します。

また、これに併せて検討する必要があると思われる代表監査委員の給料の額等について、意見を求めます。

（諮問事項）

- 1 議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定の必要性の有無
- 2 改定の必要性がある場合、適当と思われる報酬等の額及び改定時期

（意見を求める事項）

- 1 代表監査委員の給料の額の改定の必要性の有無
- 2 行政委員の報酬の 1 月当たりの支給上限額の見直しの必要性の有無
- 3 従前から日額としていた委員会委員等の報酬の額の改定の必要性の有無